

がん登録推進法と全国がん登録

西本 寛

国立がん研究センター がん対策情報センター がん統計研究部 部長



わが国の地域がん登録は、平成24(2012)年から全都道府県で実施されるようになり、平成25(2013)年12月6日「がん登録等の推進に関する法」(がん登録推進法)が議員立法の形で成立した。

がん登録推進法には、1)国の事業として、病院と一部の診療所に登録義務を課すことで全数登録を図る仕組み(全国がん登録)、2)全死亡情報と全国がん登録情報の突合により、死因を含んだ生存確認情報をごん登録情報に付加し、病院等からの照会に答える形でその情報を還元する仕組み、3)こうした情報を活用して、がん対策に役立つ情報を国民や研究者に提供し、医療の質の向上やがん対策の確立を図る仕組み、という3つの仕組みが組み込まれている。

法の実施は平成28(2016)年1月1日が予定されており、国立がん研究センター(NCC)は事業主体である国の事業のほとんどの部分を実質的に運用することになることから、政省令の整備を含めて、厚生労働省と協力して事業の具体化のための作業が開始される。

1)全数登録は、病院等から他の都道府県の居住者分も含むがん情報が都道府県に集約され、「都道府県整理情報」としてNCCが運用する全国がん登録データベース(全国DB)に提供され、都道府県をまたがる場合等の集約を全国DBで行って、全国のがん罹患が実数として把握される形が想定されている。また、都道府県間の情報移送等を全国DB内で行うことで、他県で集約された自県居住者のがん情報も「都道府県がん情報」として利用できることとなる。システム設計・開発は平成26(2014)年度予定であるが、各県が入力・集約する都道府県がん情報データベース(都道府県DB)をNCCが構築し、全国DBを用いて情報提供することが想定されている。一方、長年蓄積された地域がん登録情報の利用については、都道府県は法施行前のがん情報と法施行後の「都道府県がん情報」を合わせて管理する場合には、迂遠な方法ではあるが、国が提供する都道府県DB以外に「都道府県がんデータベース」(都道府県がんDB)を運用することができるようになっている。

2)死亡情報については、市区町村から厚生労働省に死亡診断書/検案書の情報が人口動態統計調査票として提供されるが、この調査票を本法でいう「死亡者情報票」兼用として厚生労働省大臣官房統計情報部から、全国DBに死因情報のICD-10コード情報や原死因コードも付して提供されるよう調整を行っている。

3)データ活用は、情報の粒度や即時性を高めて平成30(2018)年度中には平成28年1月~12月のがん罹患統計を公表できるように検討しているが、院内がん登録の登録時期等、様々な要素が関連しており、多方面に渡る調整が必要である。研究利用等については、全国DBの情報と都道府県DBの情報について、各々顕名情報、匿名化情報の2つのパターンでの提供が想定されている。提供に関しては審議会等の意見を聴いて決定することになっており、全国DBでは厚生労働大臣が、都道府県DBでは都道府県知事が審議会等に諮った上で提供できるとされており、従来に比べて広範囲な利活用が可能となると思われる。

さらに本法は、上述の全国DB、都道府県DB、都道府県がんDBの整備に加えて、院内がん登録等の推進や個人情報保護の徹底も盛り込まれ、いくつかの問題点は存在するものの、nation-wideのがん登録制度としての第一歩となるものとして高く評価できる。

最後に、先人の努力を礎とした地域がん登録関係者の精力的な取り組み、国会議員・患者会の方の熱意あつての成立であり、この制度が成就するためにはより一層の支援を関係者からいただければと祈念している。

がん登録等の推進に関する法律

<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/bill/outline25111.htm>

